

「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」
(以下「SOSの出し方に関する教育」という。)の推進

「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」
平成30年1月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長(29初児生第38号)及び厚生労働省大臣官房参事官通知(社援総発0123第1号)より引用

岐阜県教育委員会 学校安全課

○ SOSの出し方に関する教育(=自殺予防教育の柱)の推進

- ・SOSの出し方に関する教育とは(自殺総合対策大綱 平成29年7月 より)
学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育
- ・各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進
- ・参考資料「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」(平成26年7月文部科学省。以下「手引」という。)

1 自殺予防教育の実施体制について

- ・子供の最も身近な存在である担任教師主体でなされることが望ましい(手引より)。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等がチームティーチングという形でクラスに入ることのメリット等が手引に記載
- ・保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効
児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができることや、児童生徒の保護者を含めた世帯単位での支援が可能となること、学校と地域の専門家との間で協力・連携関係の構築につながることを期待され、地域生活課題の解決に資することがメリット

2 相談窓口の周知について

- ・SOSの出し方に関する教育を実施する際、児童生徒からの悩みや相談(SOS)を広く受け止めることができるよう「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口を周知

3 教材や授業方法の工夫について

- ・各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫
- ・SOSの出し方に関する教育の実施に当たっては、児童生徒の発達段階に応じた内容とする。
- ・手引を参照するとともに、健康問題について総合的に解説した啓発教材を必要に応じて活用する。

4 SOSの受け止め方について

- ・児童生徒の自殺を予防するためには、心の危機に陥った友人への関わり方を学ぶことが重要
- ・SOSの受け止め方(心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方)について、児童生徒に対し教えることが望ましい。
- ・SOSの受け止め方に関する教育の実施に当たっては、電話相談事業を行っている民間団体等に依頼することが考えられる。